

平成20年2月19日 開会

平成20年2月19日 閉会

(平成20年第1回臨時会)

# 南丹市議会会議録

南丹市議会事務局



南丹市告示第28号

平成20年第1回(2月)南丹市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成20年2月12日

南丹市長 佐々木 稔納

記

1. 期 日 平成20年2月19日

2. 場 所 南丹市議会議場

3. 付議事件

- (1) 平成19年度南丹市移動通信用鉄塔施設整備事業物品購入について
- (2) 平成18年度(繰越)南丹市八木地区情報通信基盤整備事業伝送路整備工事請負契約の変更について
- (3) 平成18年度(繰越)南丹市八木地区情報通信基盤整備事業センター機器整備工事請負契約の変更について
- (4) 平成19年度南丹市美山地区情報通信基盤整備事業伝送路整備工事請負契約の変更について
- (5) 平成19年度南丹市下水道事業特別会計補正予算(第3号)

---

○開会日に応招した議員

仲 絹 枝	大 面 一 三	高 野 美 好
森 爲 次	川 勝 眞 一	末 武 徹
橋 本 尊 文	中 川 幸 朗	小 中 昭
川 勝 儀 昭	藤 井 日出夫	矢 野 康 弘
森 嘉 三	仲 村 学	外 田 誠
中 井 榮 樹	面 村 則 夫	井 尻 治
村 田 憲 一	松 尾 武 治	八 木 眞
谷 義 治	吉 田 繁 治	村 田 正 夫
高 橋 芳 治		

---

○応招しなかった議員

な し

---

---

## 平成20年第1回南丹市議会臨時会会議録（第1日）

平成20年2月19日（火曜日）

---

### 議事日程（第1号）

平成19年2月19日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 議案第1号から議案第5号まで（提案理由説明～表決）  
日程第4 意見書案について（質疑～表決）
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 議案第1号 平成19年度南丹市移動通信用鉄塔施設整備事業物品購入について（市長提出）  
議案第2号 平成18年度（繰越）南丹市八木地区情報通信基盤整備事業伝送路整備工事請負契約の変更について（市長提出）  
議案第3号 平成18年度（繰越）南丹市八木地区情報通信基盤整備事業センター機器整備工事請負契約の変更について（市長提出）  
議案第4号 平成19年度南丹市美山地区情報通信基盤整備事業伝送路整備工事請負契約の変更について（市長提出）  
議案第5号 平成19年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（市長提出）  
日程第4 意見書案について（議員提出）
- 

### 出席議員（25名）

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 仲 絹 枝    | 2番 大 面 一 三  | 3番 高 野 美 好  |
| 4番 森 爲 次    | 5番 川 勝 眞 一  | 6番 末 武 徹    |
| 7番 橋 本 尊 文  | 8番 中 川 幸 朗  | 9番 小 中 昭    |
| 11番 川 勝 儀 昭 | 12番 藤 井 日出夫 | 13番 矢 野 康 弘 |
| 14番 森 嘉 三   | 15番 仲 村 学   | 16番 外 田 誠   |
| 17番 中 井 榮 樹 | 18番 面 村 則 夫 | 19番 井 尻 治   |
| 20番 村 田 憲 一 | 21番 松 尾 武 治 | 22番 八 木 眞   |
| 23番 谷 義 治   | 24番 吉 田 繁 治 | 25番 村 田 正 夫 |

---

**欠席議員（なし）**

---

**事務局出席職員職氏名**

事務局 長	勝山 秀良	課長 補佐	森 雅克
係 長	西村 和代	主 事	井上 美由紀

---

**説明のため出席した者の職氏名**

市 長	佐々木 稔納	副 市 長	仲 村 脩
副 市 長	岸 上 吉治	教 育 長	牧 野 修
参 与	國 府 正典	参 与	浅 野 敏昭
参 与	中 島 三夫	総 務 部 長	塩 貝 悟
企 画 管 理 部	松 田 清孝	市 民 部 長	草 木 太久実
福 祉 部 長	永 塚 則昭	農 林 商 工 部 長	西 岡 克己
土 木 建 築 部 長	山 内 明	上 下 水 道 部 長	井 上 修男
教 育 次 長	東 野 裕和	会 計 管 理 者	永 口 茂治

---

**午前10時00分開会**

**○議長（高橋 芳治君）** 皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は25名であります。

これより、平成20年第1回南丹市議会臨時会を開会いたします。

定足数に達しておりますので、これよりただちに本日の会議を開きます。

---

**日程第1 会議録署名議員の指名**

**○議長（高橋 芳治君）** これより日程に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は14番、森嘉三議員、25番、村田正夫議員を指名いたします。

---

**日程第2 会期の決定について**

**○議長（高橋 芳治君）** 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) ご異議なしと認めて、さよう決します。

-----

**日程第3 議案第1号から議案第5号まで**

○議長(高橋 芳治君) 次に、日程第3「議案第1号から議案第5号まで」を一括して、議題といたします。

提案者からの提案理由の説明を求めます。

佐々木市長。

○市長(佐々木 稔納君) おはようございます。

ご参集賜り、ありがとうございます。

ただいま上程をいただきました、議案第1号から議案第5号の議決を求める件について、ご説明を申し上げます。

まず、議案第1号、平成19年度南丹市移動通信用鉄塔施設整備事業物品購入につきましては、美山町内で設置を進めております移動通信用鉄塔に付設いたします物品を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号及び南丹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第2号、平成18年度(繰越)南丹市八木地区情報通信基盤整備事業伝送路整備工事請負契約の変更について、議案第3号、平成18年度(繰越)南丹市八木地区情報通信基盤整備事業センター機器整備工事請負契約の変更について、及び議案第4号、平成19年度南丹市美山地区情報通信基盤整備事業伝送路整備工事請負契約の変更についての3議案につきましては、八木町及び美山町地内で実施しております情報通信基盤整備工事につきまして、平成19年7月臨時議会において議決いただきました工事請負契約金額に変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第8号及び南丹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第5号、南丹市下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。平成19年度公的資金補償金免除繰上償還制度により、高金利時期に借り入れた資金を低利率の資金に借り換えるため、公営企業金融公庫資金長期債の繰上償還並びに借換債の補正を行うものであります。

以上、何とぞ、ご審議をいただき議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(高橋 芳治君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告に基づき、発言を許します。

21番、松尾武治議員。

○議員(21番 松尾 武治君) 21番、松尾です。

議案第2号、平成18年度南丹市八木地区情報通信基盤整備事業伝送路整備工事請負契約の変更について、議案第3号、平成18年度南丹市八木地区情報通信基盤整備事業センター機器整備工事請負契約の変更について、以上の議案は平成18年度事業として議会で議決したもので、本来は18年度中に完了するものを未契約で19年度に繰り越し、19年度7月に契約したものである。この時期になって変更議案として提案されるものではないと考えるが、市長の見解を伺います。

**○議長（高橋 芳治君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** ご質問にお答えいたします。

ただいまの議案第2号、第3号につきまして、それぞれご審議をいただくわけでございますけれども、この18年度事業繰越につきまして、ご承知のようにこの情報通信の基盤整備事業、合併によりまして南丹市全域に広げるという計画の中で、合併後、推進をいたしておるところでございます。こういったなかで誠に当市にとりましてはたいへん大きな事業でございます、計画的に進める中で今年度、何とか完結したいというなかで事業をそれぞれ進めてきたわけでございます。今、ご指摘のように、繰越事業として18年度、法的に許された範囲の中で今年度、完結を目指して、全力を挙げて取り組んできたところでございますけれども、それぞれの事業の進捗の中で様々な課題が生じ、そういったなかで事業的な中身の詳細調査等々行うなかで、今回の契約の変更について、議案として提出をさせていただいた次第でございます。

どうぞご理解を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（高橋 芳治君）** 答弁が終わりました。

松尾武治議員。

**○議員（21番 松尾 武治君）** こういった工事につきましては、当然、契約戸数等の変更とか、そういうことは当然起こるということで、実勢に合わせた数字の変更等というのは当然あるというふうに認識しておりますけれども、少し聞くところによりますと機器の変更といったようなものも含まれておるというふうに聞いております。そういったものは当然、当初から分かることでありまして、設計の段階での配慮が足らなかったというようにも思いますので、このことにつきましては当然、付託されます委員会の中で十分議論いただきまして、できるだけその設計の段階で十分な精査をした上での入札等行うような方法で、今後やっていただきたいというふうに考えております。

**○議長（高橋 芳治君）** ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋 芳治君）** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております、議案第1号から議案第5号までについては、お手元配布の議案付託表その1のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

ここで、暫時休憩とします。

なお、この間、総務常任委員会が全協室で、産業建設常任委員会が2階会議室で開催されますので、委員各位はお集まり願います。

### 午前10時07分休憩

.....

### 午前11時10分再開

**○議長（高橋 芳治君）** それでは休憩をとり、休憩前に引き続き会議を続行します。

これより常任委員長の審査報告を求めます。

谷総務常任委員長。

**○総務常任委員長（谷 義治君）** 先ほど、総務常任委員会に付託されました4件の議案について、常任委員会を開催し、慎重審議を行ってまいりました。その状況について、ご報告を申し上げたいと思います。

まず、議案第1号、平成19年度南丹市移動通信用鉄塔施設整備事業物品購入についてでございますけれども、鉄塔工事につきましては12月に契約が成され、3ヵ所において工事が進められたところでございますけれども、そこに設置をいたしますアンテナになる通信機器の物品につきましては物品契約ということで、今回、議会に提案されたものでございまして、これが予定価格を2,000万上回りますと、議会の案件になると、こういうことございまして、今回の4,500万余の金額が2,000万を上回るということで、議決案件になった次第でございますが、それ以前に同じく美山町におきまして、鉄塔工事等が成されてまいったわけでございますけれども、それぞれの鉄塔1基ごとに受信ができる体制で進められたわけでございますけれども、今回の芦生と河内谷、それから知見、この3ヵ所については三つを結ぶ親局をつくって、そして、視聴ができるようにすると、こういう内容の工事となっております、したがって、通信機器についても一括して設置をするということございまして、前回までは物品は物品として購入はしておりましたですけれども、1件ごとの単価が2,000万を下回っておりました関係上、議会の議決案件になっておらなかった、今回はそういう3局を親局で結ぶ内容の工事でございますために、そのアンテナ通信機器の物品が4,500万余になったとこういうことで、契約案件となったものでございまして、これにつきましては質疑を行った結果、全員をもって可決すべきものと決したところであります。

次に、議案第2号、平成18年度（繰越）南丹市八木地区情報通信基盤整備事業伝送路整備工事請負契約の変更についてでありますけれども、これは八木地区における伝送路の整備工事でございますけれども、当初、加入対象を1,860件予定をして、入札に付しておりましたですけれども、加入申し込みが1,513件、347件が減少をいたしました、ということでございます。そういうことと併せて、インターネットの方におきましては、560戸で設計をいたしておりましたものが、この方は増加いたしまして899戸の加入申し込みとなりまして、増額が生じました。これらのものを差し引きいたしました結果、総額におきましては33万2,850円の減額となったものでござい

して、実態に合わせた変更ということで、これも質疑ののち、採決を行いましたところ、全委員をもって可決すべきものと決したところでございます。

次に、議案第3号、平成18年度（繰越）南丹市八木地区情報通信基盤整備事業センター機器整備工事請負契約の変更についてでございます。

これにつきましては当初、日吉地区にあります発電機を活用して、このサブセンターの発電を行っていく、そういう予定で入札に付されたところでございますけれども、今回、その部分についての変更が生じたということでございまして、新たに発電機を購入しなければならないと、こういう事態に至ったとこういうことでございます。したがって、業者との間で一定、この契約にあたりまして協議が行われておったわけでございますけれども、当初の入札額が相当低い率で落札されておりまして、発電機器単独をそこまで値引きすることについて、困難が伴ってございましたために、今回まで、この契約がなかなかできなくて、今に至って業者の方も値引きに応じたとこういうことで、今回の変更契約提案となった次第であります。発電機そのものは1体、1,100万ほどするようでございますけれども、それを当初の落札額によって690万何がしまで値引きをしたと、こういう内容でございます。そういうことで、かなり業者の方に負担をかけた内容ではないかと、このように思うところでございます。その他の加入者の変更等に伴って、ONUとか、サブセンター機器、こういうものも変更が生じております。そういうことで結果的に、971万の増額で済んだとこういう内容のものでございまして、質疑を十分重ねました結果、やむを得ないということで全員の委員の賛成をもって、可決すべきものと決したところであります。

次に、議案第4号、平成19年度南丹市美山地区情報通信基盤整備事業伝送路整備工事請負契約の変更についてでございますけれども、これにつきましては当初設計で2,081件の対象として入札に付しておりましたですけれども、この方につきましては、加入申込者が2,094件となりまして、13件増加したところでございますけれども、一方の伝送路のドロップケーブルの方におきまして、机上で計りました延長と実際設置しまして計測しました延長との差に、1万9,000mほどの誤差が生じました。延長が短くて済んだとこういうことでございまして、加入の増加、一方、インターネットの方におきましても455戸の設計でおりましたところ、739件が増加をして1,194件になるというようなことで、増額は生じましたもののドロップケーブルの延長減が大きく左右いたしまして、160万円の減額となったものでございまして、これにつきましても慎重な審議を行いました結果、原案のとおり可決すべきものと決したところでございます。

以上、総務委員会の報告とさせていただきます。

**○議長（高橋 芳治君）** 続いて、中川産業建設常任委員長。

**○総務常任委員長（谷 義治君）** 報告でまちごうとった部分がありますので、訂正させていただきますと、よろしいでしょうか。

**○議長（高橋 芳治君）** どうぞ、認めます。

**○総務常任委員長（谷 義治君）** ちょっと議事録を見ないと、言ったことを記憶していませんので何でございませうけども、3号議案のところで金額を申し上げましたけども、発電機が1、100万ほど必要になったと、額が必要になったと。しかし、それは値引きを請負契約落札率に合わせたために、それは693万円で入れることができたということをお願いしたかと思っておりますし、その他の要素によって、結果的には97万1,250円というふうには差し引きがなるわけでございますけども、そこの辺の数字がちょっと間違っておったかも分かりませんので、差引は97万1,000円の増でございます。本来なら機器だけであれば693万の増になっておるところが、97万1,250円、それらはONUとか、サブセンター機器等の加入者の増減によって減少を来たした結果で減額が生じておりますので、その差引の結果として、そういう額になったとこういうことでございます。

先ほどの説明は不十分であった点があるとするならば、訂正をいたしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

**○議長（高橋 芳治君）** 中川産業建設常任委員長。

**○産業建設常任委員長（中川 幸朗君）** 産業建設常任委員会に付託をされました議案第5号、平成19年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、休憩中に委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

議案第5号は、高金利時代に借入れをした資金を低利率の資金に借り換えるため、公営企業金融公庫資金長期債の繰上償還並びに償還債の補正を行うものであります。今回、公共下水道事業6件、農業集落排水事業3件の借入金金利の低いもので5.5%から、金利の高いもので6.7%まであり、これを金利の低いもので借り換え、残存期限、平成31年から32年に借り換えることにより、約3,200万円程度の軽減が図られるとの説明を受けました。質疑のあと表決をいたしました。全員賛成で可決すべきものと決しました。

誠に簡単ではありますが、当委員会での審査の経過と結果の報告といたします。

**○議長（高橋 芳治君）** 以上で、常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋 芳治君）** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋 芳治君）** ないようでございますので、討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第1号から議案第5号までを一括して、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（高橋 芳治君）** 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第4 意見書

**○議長（高橋 芳治君）** 次に、日程第4「意見書」を議題といたします。

お手元配布のとおり、議案は1件であります。

事務局長に件名を朗読させます。

**○事務局長（勝山 秀良君）** 件名を朗読いたします。

道路整備に係る地方財源確立を求める意見書（案）。

以上であります。

**○議長（高橋 芳治君）** ただいまの件名の朗読で、議案の内容はご承知願えたものと思  
います。

この際、質疑ございませんか。

高野美好議員。

**○議員（3番 高野 美好君）** 意見書の発議者からの趣旨説明がありませんでしたので、  
発議者に2点について、お伺いをしたいと思います。

まず1点は、今、国会が開かれておりますが、平成20年度の予算審議の中でこの道路  
特定財源、それからガソリン税等ですね、暫定税率の問題について審議中であります。  
この南丹市議会では昨年の9月に現在、提案をされました同趣旨の意見書が採択をされ、  
関係機関に送付をされているわけですが、今、国会でこのような問題が審議をされている、  
こういう時期に同じ趣旨の意見書を、しかも臨時議会を開催をされたなかで提案をされた  
ということではありますが、その提案の趣旨について、第1点目をお伺いをしたいと思います。

それから、2点目は意見書の後段になります。下から3行目ですけども、「道路特定財  
源の趣旨を踏まえつつ」、こういう文言が入っておりますけども、この特定財源の趣旨を  
踏まえつつというのは、どういう意味をもっているのか。

この2点について、お伺いをしたいと思います。

**○議長（高橋 芳治君）** 中川委員長。

**○産業建設常任委員長（中川 幸朗君）** ただいまの高野議員さんのご質問にお答えをい  
たします。

まず1点、この今の時期にですね、9月に意見書を提出しておるのに、なぜ同じ趣旨  
の意見書を出すのかということでもありますけれども、やはり今回、この暫定税率を削減

をされますと、南丹市におきましては5億6,000万の財源の削減をされるというような形になりまして、やはりこの時期に、もう一度やはり、この南丹市、合併をしまして、いろんな広域的な基幹道路の整備や地域間格差を解消するための市民の生活に直結した道路整備が、やはり住民の皆さんも強く求めておられるところでありまして、やはり一体性を早期に、やはり発揮するためにも、また道路の未整備地域のそういう障害を取り除くためにも、やはりこの税率がたいへん大きな意義をもっているということで、今回この意見書を提案をさせていただいたということでありまして、その点につきましては、やはり2回の意見書につきましても、議会の皆さん全員で賛同いただいております、今回の意見書につきましてもやはり、十分に理解をいただいて、やはり南丹市のためにご賛同いただきたい、このように思うところでありまして。

また、2点目につきましてもありますけれども、特定財源の趣旨を踏まえつつということの内容につきましてもありますけれども、やはり地方におきましては、やはり未整備の道路とか、また、いろんな障害があるということで、この道路が、やはり生命線であるということが大きくあるというふうに思うわけでありまして。そういう意味でやはり、この南丹市にとっては道路整備財源を確保するという、その部分を十分に理解をいただきたい、そういうことでご理解をいただけたらというふうに思います。

十分内容を理解いただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

**○議長（高橋 芳治君）** ほかに、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋 芳治君）** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告により発言を許します。

2番、大面一三議員。

**○議員（2番 大面 一三君）** 議席番号2番の日本共産党・住民協働市会議員団所属の大面でございます。

提案されております道路整備に関わります地方財源確立を求める意見書（案）につきまして、反対の立場で討論を行ってまいります。

道路は住民の生活や経済・社会活動を支える重要な社会的基盤であります。とりわけ生活関連道路は、過疎地や中山間地域を含めて、緊急医療や福祉施策を支えており、暮らしを守り、地域の振興を図るためには、その整備は必要不可欠であります。ところが国の道路行政は、道路特定財源方式により、ガソリン税・自動車取得税・自動車重量税など国・地方併せて5兆円を超える税金が高速道路優先で使われ、地方や生活道路を後回しにする仕組みとなっております。このことは、南丹市の18年度の決算においても明らかであります。南丹市の道路関連事業費総額38億4,700万円のうち、この特定道路財源は10億500万円でございます。南丹市が18年度に支出いたしました道路関連費用のわず

か26%でございます。28億4,200万円の市費、すなわち市の一般財源によって南丹市の道路建設改良等を行ってきたというのが実態であります。この間、道路特定財源は緊急性もない高規格道路や高速道路に大半が使われ、申し訳程度しか地方に振り分けられていないという内容でございます。道路特定というならば、地方が本当に必要としている道路整備こそ重点的に充てられるべきものであります。この道路特定財源方式が無駄な大型公共事業の温床となってきたのであり、道路特定財源の一般財源化を図り、高速道路優先の道路行政を改めていくことこそ求められているのではないのでしょうか。このことは、小泉・安部当時の首相さえ、道路特定財源の一般化を言わざるを得なかったことから明らかであります。道路公団民営化のときに無駄な道路を造ることを止めるとして、延長を9,342kmにするとしていたものを、昨年11月決定されました道路中期計画は、特定財源の59兆円を10年間かけて、新たに決めました14,000kmに及ぶ高規格道路をはじめとする高速道路に主に充てるとしております。この距離、この延長は、この南丹市から南極まで及ぶという距離に匹敵するものであります。今回のこの意見書(案)は、より一層の道路特定財源が必要であると、そうしまして暫定税率維持に伴う租税特別措置法改正法案等の年度内成立を強く要望するとしております。そうした道路特定財源の堅持と暫定税率の継続を求める内容であります。今、地方財政、誠に厳しいとき、本当に必要な地方の道路整備の財源を確保するためには、国が采配している今の道路特定財源を地方へ移し、道路しか使えない道路特定財源のこの仕組みを廃止をし、地方の裁量に任せるなど、そのために一般財源化していくべきであります。地域が本当に必要とする道路はどれなのか、福祉や教育、医療など行政需要と比べて、どの程度の予算を道路に振り向けていくのが適当なのか、その地域の地方自治体や議会の判断で決められるようにしてこそ、効率的で無駄のない使い方ができ、特に今、分権が言われているおり大切なことではないかと思うわけであります。地方の裁量で一つひとつの道路を検証し、決めていくためにも、どうしても一般財源化が必要であります。また、10年で59兆円もの巨費を投入する今の政府の計画は白紙に戻し、精査すべきものであります。言われております暫定税率は、平成15年度から5年間、道路整備を推進するといたしまして、本則税率をガソリン税で2倍に、自動車重量税で2.5倍課税されてきました。暫定税率の特例措置は、5年間の暫定的な措置として行われてきたものであります。いつまでも暫定で増税を課すべきではありません。また、立ち遅れた道路整備を推進するためとの目的も、不要不急の道路建設の財源となっており、暫定とした趣旨もなくなっているのではないかと考えます。また、この時期、地方財政にも混乱を来さないためには、一般財源化をし、国の責任で地方道路整備の財源確保を求めていくべきであります。また、地方や国民が疲弊をしているとき、10当たり24円30銭の値下げは、中小企業の経営、また日常生活で道路に頼らざるを得ない、この南丹市民の暮らしに大きく貢献することになると思います。暫定税率をそのままにして、まず59兆円の総額を確保し、それを使い切る旧態依然としたやり方は、この際、きっぱりと改めることが必要と考えます。道路特定財源の一般財源化を図り、高速

道路優先の道路行政を改めることを明確にし、一般国道や地方道、生活道路等の整備促進こそ強く要求するものであります。意見書案は引き続き道路特財源の一般財源化方式を一層促進するため、上乘せされております暫定税率によります課税を求めるものであり、賛成することはできません。

以上、申し上げまして、反対討論といたします。

**○議長（高橋 芳治君）** 次に、15番、仲村学議員。

**○議員（15番 仲村 学君）** 議席番号15番の丹政クラブの仲村学です。

私は、道路整備に関わる地方財源確立を求める意見書（案）に賛成の立場で討論を行います。

道路は、住民の日常生活をはじめ経済、社会活動を支える、最も基礎的な社会資本であります。現在、人口が減少し、過疎や高齢化が進むなかで安心・安全で活力あるまちづくりを推進するためには、道路網を計画的に整備し、適切に維持することは極めて重要であります。特に本市は、地理的・社会的条件から自動車交通への依存度が高く、また合併をし、近畿でも5番目に大きい面積を有することとなった今、道路整備は地域間格差解消の最重要課題であり、日常生活はもとより歩道整備による子どもやお年寄り、障害者の安全確保、また緊急時や大規模災害時において、ライフラインの根幹である道路の確保は生命に直結する問題であり、高規格幹線道路網をはじめとする道路整備が急がれる状況であります。本市の現状は、路線数1,219路線、総延長565km、道路橋梁数577橋梁というたいへん多くの道路や橋を抱えますが、道路改良率は60%と低く、まだまだ道路整備が遅れているのが現状であります。また老朽化による改善・改修も必要となってきました。本市には、毎年約10億円の道路特定財源が交付されており、市道の整備や維持、起債償還等の大きな財源となっています。財政状況の厳しいおり、自主財源を投入しても整備が追いつかない状況であり、暫定税率が廃止されれば約5億6,000万円の交付金が減額され、約4億4,000万円となってしまいます。新たな市道整備はもちろん、現状道路の維持・管理も困難な状況に追い込まれてしまい、住民の皆さまに多大な損失が発生する事態となります。道路特定財源の不適切な支出や既得権益に群がる官僚や議員の片棒をかつぐ気はもうとうございませぬが、さりとて一般財源化は行うが、道路は造ったらいいいいながら、明確な財源を示さず、対案を求められると、それは政府与党の仕事であるというような無責任で不透明な提案に賛同することはできません。もちろん計画の見直しや余剰金の問題について議論をする必要はあると考えるわけではありますが、本市のような山間過疎地域において、今後とも道路網の整備・管理を適切に進めていくうえでは、道路財源の安定的な確保が必要不可欠であります。

よって、今回、提案されました道路整備に関わる地方財源確立を求める意見書（案）に賛成するものであります。

**○議長（高橋 芳治君）** ほかに、討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋 芳治君）** 以上で、討論を終結いたします。

これより道路整備に関わる地方財源確立を求める意見書（案）を、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

（起立多数）

**○議長（高橋 芳治君）** 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま、可決されました意見書の字句等の整理については、議長に一任願います。

-----  
**○議長（高橋 芳治君）** 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

今臨時会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

これにて、平成20年第1回南丹市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦勞でした。

**午前11時47分閉会**

---



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

南丹市議会議長 高橋 芳 治

南丹市議会議員 森 嘉 三

南丹市議会議員 村 田 正 夫